

（午前9時48分 開議）

議長（上田順康君）おはようございます。
ただ今の出席議員数は31人で定足数に達しております。

議長（上田順康君）これより本日の会議を開きます。

議長（上田順康君）この際、報告いたします。

市長職務執行者から、平成18年3月23日付、橋総第24号をもって追加議案7件が送付されました。議案はお手元に配付いたしております。これを今会期中にご審議願うことといたします。

以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（上田順康君）これより日程に入り、
日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において8番 栄林君、22番 阪本君、33番 森安君の3人を指名いたします。

日程第2 議案第22号 公の施設の指定管理者の指定について

議長（上田順康君）日程第2 議案第22号 公の施設の指定管理者の指定について を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 1番 中上君。

〔1番（中上良隆君）登壇〕

1番（中上良隆君）おはようございます。

去る3月14日の本会議において本委員会に付託された議案第22号 公の施設の指定管理者の指定について を審査するため、3月16日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第22号は、神野々ふれあい会館の指定管理者の指定に係るものである。

指定管理者制度における指定管理者候補者の選定は一般公募が原則であるが、地元が主体的に行う事業として、地域社会の形成を図ることを目的にふれあいサロン事業等を実施していきたいとの強い要望があり、スムーズな運営とあわせて、今後さらに利用者へのサービス提供の向上が望めるものと考えられる。よって、当会館の指定管理者として神野々区を指定し、平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3年間の指定期間とするものである。

委員から、指定管理者の指定後の運営について ただしがあり、指定管理者の指定に伴い、運営等に関する協定を締結する予定である。初めての事業であるが、地域の方々が日常的に触れ合い、交流の輪を深めていくことができると考えており、利用者に対するサービス、コミュニティの活性化、人権の啓発にもつながると考えられる との答弁がありました。

管理運営において問題が起きた場合の責任について ただしがあり、ふれあい会館は不特定の方の利用が予想され、事故等問題が発生することも考えられるため、指定管理者に対し傷害保険等の加入指導も行っていきたい。

事故等の内容により、地元と協議により対応したいとの答弁がありました。

地域に密着した会館は収入の見込みが難しい中、行政の協力の必要性について、ただしがあり、行政がサポートするのが基本と考えている。利用者の利便性、気軽に利用できる施設運営が目的であり、地元の方々に参画いただき、地元主導で企画立案し、利用者が利用しやすい運営について、地元区を指定することによって、より助長され则认为。今後、指定管理者に対し助言・指導を行っていききたいとの答弁がありました。

議員各位のご賛同、よろしく願います。

議長（上田順康君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第22号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第22号 公の施設の指定管理者の指定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第17号 橋本市国民宿舎振興基金条例の制定について から、日程第5 議案第23号 市道の認定について

までの3件

議長（上田順康君）議案第17号 橋本市国民宿舎振興基金条例の制定について から、日程第5 議案第23号 市道の認定について までの3件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

経済建設委員会委員長 4番 平木君。

〔1番（平木哲朗君）登壇〕

4番（平木哲朗君）委員長報告書の朗読をもって委員長報告にかえさせていただきます。

去る3月14日の本会議において本委員会に付託された議案第17号 橋本市国民宿舎振興基金条例の制定について、議案第20号 橋本市高野口山村体験交流促進センター設置及び管理条例の制定について、議案第23号 市道の認定について を審査するため、3月17日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第17号は、長年にわたり宿泊施設としてその中核的な役割を果たしてきた橋本市国民宿舎紀伊見荘について、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入し、さらにその役割を担っていく中で、今後発生すると予想される施設の維持修繕等の財源を確保し、国民宿舎の円滑な運営を図るため、基金を設置するものである。

委員から、国民宿舎紀伊見荘の決算状況について ただしがあり、平成16年度決算は約2,400万円の赤字であるが、支出のうち現金の支出を伴わない減価償却費が約2,500万円であることから、これを考慮すれば概ね健全な経営状況である との答弁がありました。

集客増を図るため、今後どういう事業計画を立てるのか とのただしがあり、財政的にはかなり厳しい状況の中、現在、具体的な計画案はないが、将来的には施設のバリアフリ

一化及び露天風呂の設置等について、指定管理者と十分な協議が必要と考えているとの答弁がありました。

どの程度の基金が必要と考えているのかとのただしがあり、従来より国民宿舎から固定資産税相当額として毎年度250万円の使用料を納めていただいております。本年4月より指定管理者から納めていただくことになるが、これを本基金へ積み立てたい。また、事業年度ごとに純利益が発生した場合、将来の修繕等のため当該利益の1割以上相当額を基金へ積み立てていただくことになっているとの答弁がありました。

議案第20号は、地域の森林の景観を活用し、林業体験等を通して都市との交流を促進し、農林業者の就業と所得の向上を図ることを目的として設置するものであり、管理については、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者制度に対応するための条例を制定するものである。

委員から、都市との交流を促進するための事業計画についてただしがあり、毎年、地元では交流事業としてウォーキングイベントを実施し、県外からも多数の参加をいただいている。今後、牡丹鍋まつり、炭焼き・こんにゃくづくり体験、山菜摘み、シイタケ狩り等、地元と調整し、計画していきたいとの答弁がありました。

指定管理者の指定に向けた取り組みについてただしがあり、指定管理者については、設置場所である嵯峨谷区の指定に向け協議を進めているが、事業等の運営については、大野、信太地区等を含めた周辺一帯で取り組むよう進めているとの答弁がありました。

議案第23号は、中島岸ヶ上宮ノ前線、南側道河瀬原田線、南側道真土1号線及び北側道真土1号線の4路線を新たに市道として認定するものであり、委員会は先に現地に赴き、

調査の後、審査を行いました。

委員から、道路整備に伴う地元要望への対応についてただしがあり、南側道河瀬原田線について、信号設置の地元要望を受けて公安委員会へ要望済みであるが、危険箇所でもあり、供用開始が近づいていることから、早期設置を要望したいとの答弁がありました。

南側道河瀬原田線について、同路線沿いに国土交通省が保有する用地があると思うが、歩道を整備する計画はあるのかとのただしがあり、国土交通省と協議し、歩道の設置が可能であれば要望したいとの答弁がありました。

議員各位のご賛同、よろしく申し上げます。

議長（上田順康君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第17号の討論に入ります。討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第17号 橋本市国民宿舎振興基金条例の制定についてを採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議長（上田順康君）次に、議案第20号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第20号 橋本市高野口山村体験交流促進センター設置及び管理条例の制定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議長（上田順康君）次に、議案第23号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第23号 市道の認定について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第18号 橋本市東部コミュニティセンター設置及び管理条例の制定について

日程第7 議案第19号 橋本市地域包括支援センター設置及び管理条例の制定について

議長（上田順康君）日程第6 議案第18号

橋本市東部コミュニティセンター設置及び管理条例の制定について と、日程第7 議案第19号 橋本市地域包括支援センター設置及び管理条例の制定について の2件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 5番 岩田君。

〔5番（岩田弘彦君）登壇〕

5番（岩田弘彦君）おはようございます。

それでは、委員長報告をさせていただきます。報告書の朗読をもって委員長報告にかえさせていただきます。

去る3月14日の本会議において本委員会に付託された議案第18号 橋本市東部コミュニティセンター設置及び管理条例の制定について、議案第19号 橋本市地域包括支援センター設置及び管理条例の制定について を審査するため、3月20日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第18号は、橋本クリーンセンターの操業延長に伴う条件事業として設置するもので、市民文化の向上と福祉の増進を図り、豊かな心の人づくりを進める施設とするものである。

委員から、コミュニティセンターは約300人収容の施設と聞いているが、駐車場について対応は十分できているのか。隣接の隅田地区公民館と催しが同時になったときはどう対応するのか とのただしがあり、地区公民館と一体利用を考えており、地区公民館の駐車場約50台と、センターの駐車場約15台の駐車が可能である。センター及び館においては、催しが同時に開催とならないよう運営していきたいと考えているが、今後の運営状況によっては、駐車場の確保について検討したいとの答弁がありました。

コミュニティセンターの職員配置について

ただしがあり、当面は地区公民館職員3名で管理運営を行い、利用状況により検討したいとの答弁がありました。

職員の配置が必要となった場合でも、財政状況の厳しい今日、安易に職員配置を行うのではなく、ボランティアの方々に協力をいただく等、運営について十分検討願いたいとの意見がありました。

観客席の形状に関して、高齢者等に配慮した形状となっているのかとのただしがあり、舞台がよく見えるよう座席をひな壇状に配置しているが、高齢者の歩行にも配慮した段差の小さい形状としているとの答弁がありました。

身体障害者用座席は4席となっているが、これで対応は可能なのかとのただしがあり、身体障害者用座席については、県の福祉のまちづくり条例に基づき配置している。また、前列2列の座席については取り外しが可能であり、20人程度の車いす用スペースを確保できる設定となっており、十分対応できると考えているとの答弁がありました。

舞台設備についてバリアフリー対応となっているのかとのただしがあり、現在はそのような設定ではないが、今後の運営状況により検討したいとの答弁がありました。

議案第19号は、高齢者が住み慣れた地域生活を継続し、その中で包括的、持続的支援が可能となるような地域包括ケアシステムを国は提唱し、今回の介護保険制度改正によりこれまでの在宅介護支援センターを廃止し、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、新しい地域ケアの総合マネジメント機関として地域包括支援センターを設置するものである。

委員から、在宅介護支援センターが廃止され、地域包括支援センターに変わることについて、本市の場合、基幹型の介護支援センタ

ーが1カ所、地域型については、旧橋本市で3カ所、旧高野口町で1カ所で新橋本市内をカバーしていると聞いているが、今までの地域型の介護支援センターの位置づけはどうか。また、現在の人員体制で包括支援センターの対応は可能なのかとのただしがあり、基幹型の橋本市在宅介護支援センターが橋本市地域包括支援センターに変わり、基幹型、地域型という制度は今回の改正で廃止となる。地域包括支援センター運営協議会では、地域型在宅介護支援センターは、支援センターとして地域の相談窓口等の業務を行う予定である。包括支援センターの職員については、当面、現在配置の6名の職員体制で運営を行っていきたいとの答弁がありました。

第5条の運営協議会の構成についてただしがあり、保健医療関係者4名、福祉関係者4名、被保険者代表者5名、行政関係者1名の計14名の委員で構成されているとの答弁がありました。

センターは、高齢者の方々のさまざまな事柄を広範囲に相談できる機関と確認しているが、相談に応じる具体的な体制について、ただしがあり、現在6名体制で事務分担を検討しているが、医療の関係、権利擁護の関係等、事柄ごとに専門の職員が訪問し、相談に応じる体制を考えている。また、地域の民生委員、老人会の方々と行動をともにし職員が相談に応じるという形態が望ましいと考えているとの答弁がありました。

予防強化の観点から包括支援センターを設置するとなっているが、十分な財源が確保されているのかとのただしがあり、地域支援事業等については、介護保険特別会計の標準給付費の1%程度であり、その財源内訳は、国、県、市の負担と介護保険料等を充てるとなっているとの答弁がありました。

以上であります。議員各位のご賛同、よろ

しくお願いいたします。

議長（上田順康君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番 中西君。

14番（中西峰雄君）お尋ねいたします。

議案第19号につきまして、報告の中で、現在の人事体制で包括支援センターの対応は可能なのかというただしがありまして、それについてお聞きしたいんですけれども、この中では、旧の高野口町と合併することによって市域及び人口等も増加するわけで、単純に考えますと、業務量の増加が見込まれるのではないかというふうに思うわけです。

このただしにつきまして、従来の基幹型の支援センターと比べた場合に、一体業務量はどのようになるのかということの説明が全く入っていないわけなんですけれども、在宅介護支援センターの人員で包括支援センターをやっていくということであれば、従来の人員の業務量にフィフティーであるということであればそれで運営が可能であると思うんですが、もしその辺が、単純に考えますと、素人考えですけども、業務量が増えるという予測ができる中で、この在宅介護支援センターの、現状の職員数でこの運営を行っていくというところの説明が、どういう説明をされたのかということについてちょっとお尋ねいたしたいと思います。

議長（上田順康君）5番 岩田君。

5番（岩田弘彦君）人員配置につきまして、一応国のほうで地域包括支援センター、ここにもありますけれども、配置基準がありまして、その中で、現在6名の職員配置体制で運営をしていく方向でいきたいと。

業務量につきましては、2万人から3万人程度で一つの体制をとっていくという中で、介護認定者の方がその範囲なので、この一つの体制の中でやっていけるであろうというこ

とで始めると。今後、当面現在の職員体制の中で運営を行っていき、その中でよりよいものに考えていくという説明がありました。

議長（上田順康君）14番 中西峰雄君。

14番（中西峰雄君）ということは、業務量としては、現状とフィフティーであるという説明を受けたという解釈でよろしいですね。

議長（上田順康君）5番 岩田君。

5番（岩田弘彦君）業務量について、きちんとしたどうであるかという、どのぐらいの業務量があるかという質問等は出なかったんですが、一応この体制で始めて、今後よりよい方向に考えていくという答弁をいただいております。

議長（上田順康君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより、議案第18号の討論に入ります。討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第18号 橋本市東部コミュニティセンター設置及び管理条例の制定ついて 採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議長（上田順康君）次に、議案第19号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第19号 橋本市地域包括支援センター設置及び管理条例の制定についてを採決いたします。

委員長報告は可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（上田順康君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。